

令和8年8月

企 業 団 議 会 定 例 会 会 議 録

令和8年8月24日（月）

令和8年8月福島地方水道用水供給企業団議会定例会会議録目次

定例会会期日程

招集日：8月24日（月曜日）

出席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局出席者	1
議事日程	2
会議に付する事件	2
開　　会	3
仮議席の指定	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議席の指定	3
副議長の選挙	3
議案の提出	4
提案理由の説明	4
一般質問	9
討　　論	9
採　　決	9
閉　　会	10

令和8年8月企業団議会定例会会議録

会 期 8月24日（月曜日）午後2時00分～午後2時28分

場 所 福島地方水道用水供給企業団すりかみ浄水場

出席議員（11名）

1番	白川敏明	2番	佐藤勢
3番	丹治誠	4番	斎藤正臣
5番	高木克尚	6番	本多俊昭
7番	佐藤実	8番	菅野喜明
9番	原賢志	10番	山崎健吉
11番	高橋道也		

説明のため出席した者

企業市長 福島市長	馬場雄基	副企業市長 伊達市長	須田博行
理事 二本松市長	三保恵一	理事 桑折町長	高橋宣博
理事 国見町長	村上利通	理事 川俣町長	藤原一二
代表監査委員	矢吹淳一	事務局長	佐久間孝雄
次長兼 施設管理課長	黒澤英夫	総務課長	佐藤広治
施設管理課 課長補佐兼 設備水質係長	細野政之	総務課長 総務係長	菅野孝文

事務局出席者

総務課 主任主査兼 契約情報係長	佐久間洋孝	総務課主査	鈴木紀宏
総務課主査	加藤遼	総務課副主査	中野心輔

1. 議事日程

- (1) 仮議席の指定
- (2) 会議録署名議員の指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議席の指定
- (5) 副議長の選挙
- (6) 議案第3号、第4号及び報告第1号の提出

議案第3号 令和7年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算認定の件

議案第4号 福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部
を改正する条例制定の件

報告第1号 福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算の繰越しの件

- (7) 提案理由の説明
- (8) 一般質問
- (9) 討論、採決

2. 会議に付する事件

議事日程に記載のとおり

午後2時00分 開 会

議長（白川敏明）本会議は、定足数に達しておりますので、これより8月企業団議会定例会を開会いたします。

日程に従い、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

この際、議席番号6番から8番までを仮議席とし、ただいまご着席のとおり指定いたします。
会議録署名議員の指名をいたします。

3番丹治誠議員、11番高橋道也議員を指名いたします。

会期の決定をいたします。

会期は本日、8月24日の1日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（白川敏明）ご異議ございませんので、会期は8月24日の1日間と決定いたしました。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

議案等の説明を求めるため、会期中、企業長以下、必要と認める執行機関の職員の出席を求めることにいたします。

日程に従い、これより、新たに企業団議員になられた方の議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席番号6番に本田俊昭議員、7番に佐藤実議員、8番に菅野喜明議員を指定いたします。

日程に従い、副議長の選挙を行います。

これは改選に伴い、現在、副議長が欠員となっているため、行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることとし、その指名は、議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（白川敏明）ご異議ございませんので、選挙の方法は指名推選によることとし、その指名は、議長一任と決しました。

それでは、直ちに指名いたします。

福島地方水道用水供給企業団議会副議長に、佐藤実議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました、佐藤実議員を当選人とすることにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（白川敏明）ご異議ございませんので、ただいま指名いたしました、佐藤実議員が副議長に当選されました。

会議規則第31条第2項の規定により、佐藤実議員に副議長当選を告知します。

副議長に当選されました佐藤実議員をご紹介します。

【副議長（佐藤実）登壇】

副議長（佐藤実）ただいま、白川議長のご指名並びに皆様方のご推挙によりまして、企業団議会の副議長に就任いたしました佐藤実でございます。

副議長として議長をお支えし、企業団並びに構成団体発展のために誠心誠意努力してまいりますので、皆様方のご指導、ご鞭撻をお願いいたし、副議長就任のあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いします。

議長（白川敏明）日程に従い議事を進めます。

ただいま企業長から議案の提出がありました。

議案は、先にお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

日程に従い、議案第3号、第4号及び報告第1号を一括して議題といたします。

企業長の提案理由の説明を求めます。

企業長（馬場雄基）議長、企業長。

議長（白川敏明）企業長。

【企業長（馬場雄基）登壇】

企業長（馬場雄基）皆様こんにちは。

本日ここに、8月企業団議会定例会の開会にあたり、ご参集を賜り厚く御礼申し上げます。

提案理由を申し上げるに先立ちまして、企業団の近況について3点ご報告をいたします。

1点目は、摺上川ダムの状況でございます。

全国的には、各地で渇水による影響が深刻化している中、摺上川ダムでは、幸いにも降雨に恵まれ、この時期としては安定した貯水率を保っております。

貯水率は、本日現在 100%を超えており、水道水は安定供給に支障はなく、安心してご利用いただける状況でございます。

2点目といたしましては、5月19日にホテル福島グリーンパレスにおきまして、全国水道企業団協議会第70回総会が開催され、全国から159名の水道企業団関係者が集まりました。

当企業団が開催地事務局となり、私も議長として参加し、非常に貴重な経験をさせていただきました。

企業団間の交流の場として、また、福島地方の魅力を十分にPRできた良い機会となりました。

3点目として、災害時対応の強化のため、民間企業のフジ地中情報株式会社東北支店と災害時における応援協力に関する協定を8月3日に締結しました。

7月28日に発生しました令和8年熊本地震により、水道施設は甚大な被害を受けています。

高温の過酷な状況の中、関東以西の水道事業体による応急給水、九州の事業体を中心とした応援による応急復旧が進められております。

この協定では、大規模地震等が発生した際、迅速に管路被害の復旧を進める体制の強化を図るものであります。

本年は、薬品沈殿池などの詳細な耐震診断を実施しており、今後も強靱化ということに対し、意を用いた運営に努めてまいります。

本定例会に提出いたしました案件は、議案２件、報告１件であります。

議案第３号、令和７年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算認定の件は、決算の認定をお願いするものであります。

議案第４号、福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

報告第１号、予算繰越しの件は、地方公営企業法の規定により、令和７年度予算のうちから、令和８年度へ繰り越した件について報告するものであります。

以上が議案の内容であります。

詳細につきましては、事務局より説明させていただきますので、よろしくご審議のうえ、議決賜りますようお願いいたします。

以上です。

事務局長（佐久間孝雄）議長、事務局長。

議長（白川敏明）事務局長。

【事務局長（佐久間孝雄）登壇】

事務局長（佐久間孝雄）提出議案について説明いたします。

はじめに、議案第３号、令和７年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算認定の件について、別冊の決算書により説明いたします。

別冊、令和７年度水道用水供給事業会計決算書、データの場合、02 令和７年度決算書をお開きください。

なお、金額については、千円単位に省略して説明しますので、ご了承願います。

決算書の３ページをお開き願います。

令和７年度、水道用水供給事業決算報告書であります。

（１）収益的収入及び支出の収入の部、第１款、水道用水供給事業収益の決算額は、表に記載のとおり、44 億 1,753 万 9,000 円となり、予算額と比べて 1,703 万 4,000 円の減となっております。

続きまして、下の段の支出の部、第１款、水道用水供給事業費用の決算額は、表に記載のとおり、38 億 4,631 万 3,000 円となり、不用額は、1 億 4,147 万 6,000 円となりました。

また、表の下の米印に記載したとおり、第１款、水道用水供給事業費用の決算額には、地方公営

企業法施行令による予算超過支出額 38 万 1,000 円を含んでおり、この内訳は、第 1 項営業費用の減価償却費及び第 3 項、特別損失の固定資産売却損となっております。

次に、4 ページにお進みます。

(2) 資本的収入及び支出の収入の部、第 1 款、資本的収入の決算額は、表に記載のとおり、7 万 7,000 円となり、予算額と比べて 7 万 7,000 円の増となっております。

支出の部、第 1 款、資本的支出の決算額は、表に記載のとおり、14 億 765 万 7,000 円となり、不用額は、1,253 万 7,000 円となりました。

また、表の下の米印に記載したとおり、支出額に不足する額 14 億 758 万円は、過年度分損益勘定留保資金などで補填しております。

次に 5 ページ 2 の損益計算書にお進みいただきまして、下から 3 行目をご覧ください。

令和 7 年度の事業実施の結果、当年度純利益は、5 億 5,570 万 2,000 円となり、その結果、当年度未処理欠損金は、2 億 6,604 万 3,000 円となります。

次に 6 ページにお進みいただき、3 の剰余金計算書をご覧ください。

資本金及び資本剰余金については、前年度からの変動はございません。

表の右側から 3 番目の欄に記載のとおり、欠損金は、当年度純利益 5 億 5,570 万 2,000 円の発生により、当年度未処理欠損金は 2 億 6,604 万 3,000 円となり、その結果、資本合計は、439 億 3,059 万 4,000 円となります。

次に、下の表 4 の欠損金処理計算書の右側、未処理欠損金 2 億 6,604 万 3,000 円が翌年度への繰越欠損金となるものです。

次に 7 ページ、5 の貸借対照表をご覧ください。

令和 8 年 3 月 31 日現在において、企業団が保有する固定資産、流動資産を合わせた資産合計とその取得の源泉となります負債・資本合計は、それぞれのページの一番下に記載のとおり、同額の 866 億 789 万 3,000 円でございます。

次に 8 ページをご覧ください。

6 の注記、ローマ数字のⅠ、重要な会計方針及びローマ数字のⅡ、貸借対照表関連については、記載のとおりであります。

次に、決算附属書類でございます。

10 ページにお進みます。

事業報告書について、要点を説明いたします。

1 概況 (1) 総括事項、①業務の状況、片仮名のイ、水道用水供給事業の 2 行目ですが、年間総有収水量は 3,748 万 1,685 立方メートルで、前年度と比較して、26 万 1,908 立方メートルの減で、当初予定水量との比較でも、52 万 5,505 立方メートルの減となりました。

有収率は 99.56%で、前年度と比較して、0.11 ポイントの減であります。

これにより、給水収益は 31 億 1,992 万 8,000 円で、前年度と比較して 995 万 2,000 円、0.3%の減で、当初予算と比較して、1,996 万 6000 円、0.6%の減となっております。

次に、口の水質検査事業は、構成団体の水質検査を実施しており、水質検査手数料としての収入は 2,981 万 8,000 円で、当初予算と比較して、118 万 9,000 円の減となっております。

次に、②財政状況は、先ほど説明いたしました決算報告書などの内容を文章化して記載したものです。

次に、③建設改良工事の状況は、記載内容のとおりであります。

次に、(2) 経営指標に関する事項は、経営成績に関する指標について記載したものです。

経営の健全化を示す経常収支比率は、前年度と比較して 9.62 ポイント増の 115.73%となり、健全経営の水準とされる 100%を上回っております。

その他の指標については、11 ページまでに記載しているとおりであります。

次に、12 ページの(3) 議会議決事項、(4) 行政官庁許認可事項、(5) 職員に関する事項は記載のとおりであります。

次に、13 ページから 15 ページにかけては、工事の概況であります。

13 ページは、100 万円以上の建設工事の概況 3 件、14 ページから 15 ページにかけての(2) は、同じく 100 万円以上の保存工事の概況 5 件で、施工内容等はそれぞれ記載のとおりであります。

次に、16 ページ、3 の業務、(1) 業務量、イの業務量は、取水量、送水量及び有収率を前年度と比較したものであります。

続いて 17 ページ、ロの業務内容は、月別の送水量、有効水量及び有収水量を記載しております。

また、下の表は、構成団体ごとの年間総給水量、1 日最大給水量及び 1 日平均給水量を示しており、詳細は記載のとおりです。

続いて 18 ページをお開きください。

ハの共同水質検査は、企業団と構成団体で水質検査を共同で実施しており、総検体数と延べ項目数を表により記載しております。

詳細については記載のとおりです。

次に、19 ページ、(2) 事業収益に関する事項イの事業収益は、合計で 40 億 8,852 万 3,000 円となり、ロの供給単価は 1 立方メートル当たり 83 円 24 銭となるものです。

次に、(3) 事業費用に関する事項イの事業費用は合計で 35 億 3,282 万円となり、ロの給水原価は、1 立方メートル当たり 73 円 64 銭となるものです。

次に、20 ページから 23 ページにかけましては、4 の会計(1) 重要契約の要旨でありまして、100 万円以上の重要契約を記載しております。

20 ページから 21 ページにかけてのイが物品等の購入関係 15 件、22 ページのロが工事請負関係 10 件、23 ページのハが業務委託関係 12 件となっており、契約内容は記載のとおりです。

次に、24 ページの（２）企業債の概況にお進みます。

当年度分の償還高は、合計で 12 億 4,525 万 3,000 円です。

これにより、令和 7 年度末の未償還残高は、合計で 58 億 7,844 万 8,000 円となるものです。

次に、５その他（１）については、消費税法の規定により、不課税収入のうち、特定収入の用途を明記したものです。

次に、25 ページのキャッシュフロー計算書をご覧ください。

下から 3 行目をご覧ください。

事業を実施した結果、資金期末残高は、年度期首より 12 億 5,956 万 3,000 円の減となり、44 億 492 万 1,000 円となりました。

次に、26 ページから 27 ページにかけましては、収益費用明細書になります。

こちらは決算内容を款、項、目、節ごとに表したものです。

次に、28 ページの固定資産明細書にお進みください。

こちらは、7 ページの貸借対照表に記載してございます有形固定資産と無形固定資産の詳細について記載しております。

次に、29 ページから 32 ページまでの企業債明細書は、起債内容、償還状況を年次別に表したものです。

以上が、決算書に関する説明でございます。

次に、本決算につきましては、地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定による決算審査が行われております。

監査委員より、別冊の決算審査意見書及び資金不足比率審査意見書が提出されております。

恐れ入りますが、別冊の審査意見書、データでは 03 決算審査意見書等をご覧ください。

初めに、決算審査意見について、審査意見書の 5 ページをご覧ください。

第 4、審査の結果ですが、事業運営が適正になされていると認めていただいております。

次に、21 ページにお進みます。

資金不足比率審査意見書は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見を付けて、議会に報告申し上げ公表するものであります。

資金不足比率については、下の段の第 4、審査の結果の表に記載のとおり、令和 7 年度決算においても資金不足はありませんでしたので、資金不足比率は、バーの表示となるものでございます。

次に、議案書により提出議案の説明をいたします。

データでは 01 令和 8 年 8 月企業団議会定例会提出議案であります。

4 ページをお開き願います。

議案第４号、福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件について説明します。

ページ下部に記載の提案理由にありますとおり、地方自治法の一部が改正されたことにより、条例の引用先に変更が生じたため、所要の改正を行うものであります。

この条例は公布の日から施行いたします。

条例改正の件についての説明は以上です。

５ページをお開き願います。

報告第１号、福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算の繰越しの件について説明いたします。

地方公営企業法第２６条第２項の規定により、令和７年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算のうちから、令和８年度へ繰越しましたので、同条第３項の規定により報告するものでございます。

６ページをご覧ください。

予算繰越計算書でございます。

事業名は、管理棟本館防水及び塗装修繕工事であります。

繰越しの理由については、表の一番右、説明欄に記載のとおりでございます。

議案等の説明は以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（白川敏明）日程に従い、これより一般質問を行います。

一般質問の通告がございませんので、一般質問を終結します。

これより討論に移ります。

討論の通告を受けるため、暫時休憩いたします。

午後２時２６分 休 憩

午後２時２７分 再 開

議長（白川敏明）休憩前に引き続き会議を開きます。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第３号、令和７年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算認定の件につきましては、決算のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

【起立多数】

議長（白川敏明）起立多数。

よって、議案第3号につきましては、決算のとおり認定されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第4号、福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきましては、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

【起立多数】

議長（白川敏明）起立多数。

よって、議案第4号につきましては、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

本定例会はこれをもって閉会いたします。

午後2時28分 閉 会

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためここに署名する。

福島地方水道用水供給企業団議会 議 長

議 員

議 員